

## ベガス北仙台店事件

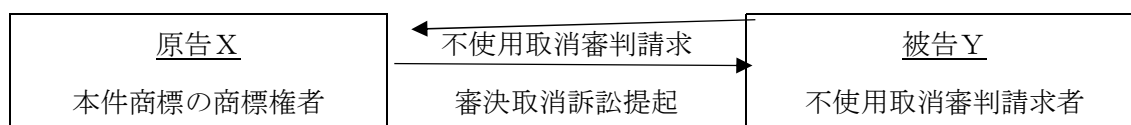
折込チラシに記載した「ベガス北仙台店」が商標「ベガス」の使用と認められた事例

知財高裁令二（行ケ）一〇〇九一、ベガス北仙台店事件、令三・二・三判決  
参照条文 商標法二条三項・五〇条

### 事案の概要

特許庁及び裁判所における手続の経緯は次のとおりである。

- ① 平成22年7月2日、原告Xは本件商標の設定登録を受けた。
- ② 平成28年3月9日、被告Yは、本件商標の指定役務中「娯楽施設の提供」に係る商標登録について、商標法50条1項所定の商標登録取消審判（本件審判）を請求した。特許庁は、本件審判の請求を取消2016-300169号事件として審理し、平成29年5月9日、本件審判の請求は、成り立たない旨の審決（第1次審決）をした。
- ③ 被告は、第1次審決の取消しを求める審決取消訴訟（知的財産高等裁判所平成29年（行ケ）第10126号）を提起し、同裁判所は、同年12月25日、第1次審決を取り消す旨の判決（前訴判決）をした。その後、前訴判決は上告不受理決定により確定した。
- ④ 特許庁は、前訴判決の確定を受けて、取消2016-300169号事件の審理を再開し、令和2年6月26日、「本件商標の指定役務中、第41類「娯楽施設の提供」についての商標登録を取り消す。」との審決（本件審決）をした。
- ⑤ 令和2年7月31日、Xは、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。



(本件商標)

商標権者 原告X

登録番号 第5334030号

商 標

**ベガス**

指定役務 第41類「セミナーの企画・運営又は開催、運動施設の提供、娯楽施設の提供」他

(本件折込チラシ3)



(本件折込チラシ4)

ベガス北仙台店 今月の新台ラインナップ

**7月27日<sup>SUN</sup>[日]朝8時オープン**

**ベガスベガス<sup>VEGAS</sup> 北仙台店**

仙台市青葉区昭和町6-1 TEL.022-271-0311 <http://96096.p-world.jp>

判決の要旨

一方で、「ベガス北仙台店」の標章の構成中の「北仙台店」の文字部分は、「北仙台」の地域にある店舗の意味合いを有し、単に、上記役務の提供の場所を表示するものと認識され、役務の出所識別標識としての機能があるものとはいえないことからすると、「ベガス北仙台店」の標章の構成中の「ベガス」の文字部分は、その文字部分のみから役務の出所識別標識としての機能を有するものと認められるから、要部に相当するものである。そこで、「ベガス北仙台店」の標章中の「ベガス」の文字部分と別紙1記載の「ベガス」の片仮名を横書きに書してなる本件商標とを対比すると、両者は、字体の違いはあるが、構成する文字が同一であり、「ベガス」という同一の称呼が生じること、「ラスベガス」を想起させる点において観念が共通することからすると、「ベガス北仙台店」の標章は、本件商標と社会通念上同一の商標であると認められる。

## 解 説

折込チラシ3の楕円枠内及び折込チラシ4の上縁部には「ベガス北仙台店」の記載があり、これらは「娯楽施設の提供」についての本件商標「ベガス」の使用に当たることは明らかなです。被告は、「ベガス北仙台店」は実在せず、「ベガス北仙台店」は実在する「ベガスベガス北仙台店」の略称であるから商標の使用に当たらないとか主張しましたが、略称であっても商標の使用にあたります。